明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○記念物を登録記念物に登録する件（文部科学三）　一
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同四）　二
○重要文化的景観に地域を追加して指定し、一部を解除する件（同五）　四
○重要文化的景観に地域を追加して指定する件（同六）　九
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの認証評価の業務の廃止の届出に関する件（同七）　一四
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（同八）　一六
○自動車の型式を指定した件（国土交通五四～八六）　一七
○自動車の装置の型式を指定した件（同八七～一一四）　一七
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一一五～一二〇）　一七
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同一二一～一三〇）　一七
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同一三一～一四〇）　一七
○小型特殊自動車の型式を指定した件（同一四一～一四七）　一七
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同一四八～一五一）　一七
○原動機付自転車の型式を認定した件（同一五二～一五四）　一七
○指定自動車の指定製作者等の名称を変更した件（同一五五）　一七

〔公　告〕
官庁
基本測量関係事項関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○文部科学省告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

表一　遺跡関係

名称	所在地	地域
平敷屋製糖工場跡	沖縄県うるま市勝連平敷屋	三四三三番、三四三四番

表二　名勝地関係

名称	所在地	地域
南昌荘庭園	岩手県盛岡市清水町	一四四番一、一四四番五
旧成清博愛別邸庭園（的山荘庭園）	大分県速見郡日出町字三ノ丸	二六六〇番、二六六一番、二六六二番一、二六六二番二、二六六三番、二六六四番、二六六五番一、二六六五番二、二六六六番一、二六六六番二、二六六七番一、二六六七番二、二六六七番三、二六六八番一、二六六八番二、二六六八番三、二六六九番一、二六六九番八
旧報恩寺庭園	宮崎県日南市大字楠原	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とするA地点（X＝マイナス一五二四四・六五六、Y＝三二九〇三・〇三四）、B地点（X＝マイナス一五二四五〇・五〇〇、Y＝三二九一〇・九四九）、C地点（X＝マイナス一五二四三八・三六七、Y＝三二八五五・二九九、D地点（X＝マイナス一五二四六四・九九二、Y＝三二八五六・七二九）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を宮崎県教育委員会及び日南市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧伊東伝左衛門庭園	宮崎県日南市飫肥四丁目	八二四八番一、八二四八番二

○文部科学省告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
小菅の里及び小菅山の文化的景観	長野県飯山市	長野県飯山市大字瑞穂小菅区及び神戸区、関沢区、針田区の各一部 備考　地域に関する実測図を長野県教育委員会及び飯山市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三八九・七ヘクタール